

改善要望・改善報告書

施設の名称 東大阪市立児童文化スポーツセンター

令和 5 年度

第三者評価に基づく改善要望及び改善報告

(第三者評価で要改善事項とされた項目のうち、指定管理者・施設担当課の努力により改善余地がある事項。)

観点＝有効性、効率性、適正性、財務健全性、労働環境、その他の中から選択。

No.	観点	要改善事項	指定管理者・施設担当課による改善報告 (令和7年1月31日時点)
1	適正性	指定管理者及び所管課:事業報告書の管理業務の実施状況について、一部記載の漏れがあった(発券機運用管理業務等)。また、一部報告資料の合計値に誤りが見受けられ、適切な報告が望まれる。また、所管課は事業報告等の受領の際に適切にチェックを行うべきである。	令和5年度中に、事業報告書の受領に際して、複数人で内容を確認し、課長の決裁を得る運用へと改善した。
2	適正性	指定管理者及び所管課:品名、整理番号が表示されていない備品が散見されたため、市の備品の管理について、東大阪市財務規則に基づいた取扱いを行うべきである。また、所管課は指定管理者による市の備品の管理について、適切に指導とモニタリングを行う必要がある。	令和5年度中に、品名、整理番号が表示されていない備品について、東大阪市財務規則に基づき、備品整理票を貼り付けることで適切な備品の管理に努めた。この作業を所管課と指定管理者が共同で行うことで、改めて備品の管理に対して指導を行った。また、年に一度の単年度協定を締結する前の時期を中心に、備品の管理状況についてモニタリングを実施することとした。
3	適正性	指定管理者:テントの修繕工事が行われている。2件の請求書に分けられているが、合計すると100万円を超えていることから、仕様書等の規定に沿って指定管理者及び所管課との間で事前の協議を徹底されたい。	令和5年度中に、仕様書の規定に沿った修繕工事を実施するよう依頼し、また、疑義がある場合は事前の協議について徹底するよう指導した。